

岩手県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
水沢みなみ皮フ科	奥州市水沢区真城字杉山下70番地1	平成25年7月31日
星こどもクリニック	大船渡市大船渡町字茶屋前53番地4 ピュアコートⅡ101号	平成25年8月9日